

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第三十九号

松くい虫等その他の森林病虫害の驅除予防に関する法律
(昭和二十五年法律第五十三号)に基き、松くい虫等
の他の森林病虫害の驅除予防に関する法律施行細則を次
のように定める。

昭和二十五年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

松くい虫等その他の森林病虫害の驅除予防に關す
る法律施行細則

(通則)

第一條 本縣の松くい虫等その他の森林病虫害の驅除予
防については、松くい虫等その他の森林病虫害の驅除
予防に関する法律(昭和二十五年法律第五十三号)

昭和二十五年六月十三日 火 曜 日
第 二 千 百 十 六 号

本書ノ大キサハ國家規格A五

(以下「法」という。)及び松くい虫等その他の森林
病虫害の驅除予防に関する法律施行規則(昭和二十五
年農林省令第三十五号)によるの外、この規則の定め
るところによる。

(驅除措置実施の届出)

第二條 法第五條の規定により法第三條第一項第一号、
第二号又は第四号に掲げる命令を受けた者は、指定さ
れた期間内に命ぜられた措置を行つたときは、すみや
かに別記様式により市町村長を経由して知事に届け出
なければならぬ。

(聽聞会)

第三條 法第五條第二項において準用する法第三條第五
項の規定による聽聞は、あらかじめ日時、場所及び案
件を公衆の見易い場所に告示して行ふ。

第四條 聽聞会は、知事又はその指名する職員が議長と

して主宰する。

第五條 聽聞会に出席した者は、議長の許可を受けて聽聞会の案件につき意見をのべることができる。

第六條 議長は、聽聞会の秩序を維持するため必要があるときは、傍聽人を制限し、又は退場を命ずることができる。

(補償の申請)

第七條 第一條の規定による届出をした者であつて法第八條第一項の規定による補償を受けようとするものは、当額届出をもつて同條第三項の規定による申請書の提出に代へることができる。

(過料)

第八條 第一條の規定による届出書又は法第八條第三項の規定による申請書に不正の記載をした者に対しては、二千円以下の過料を科することができる。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

昭和二十四年六月鳥取縣規則第五十七号鳥取縣森林害虫驅除予防規則は、廢止する。

(別記様式)

松くい虫等驅除実施届出書

命ぜられた措置の内容	森林(伐採跡地を含む)の積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採地の根株数	樹木又は伐採木等の材積
------------	---------------	------------------------	-------------

実施区域 又は場所	実施期間	実施に要した費用 使用延賃金 人夫数 単價 金額
--------------	------	--------------------------------

右御届け致します。

昭和 年 月 日

住所

鳥取縣知事

殿

氏

名

印

◇鳥取縣規則第四十号

昭和二十四年七月鳥取縣規則第六十四号縣有種牡豚貸付規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣有種牡豚貸付規則中改正規則

第六條 借受者は貸付種牡豚を借受けた日から滿二箇年経過した後時價に相当する金額を知事の指定する期日に納入しなければならない。

前項の金額は畜産農業協同組合連合会の評價價格を参考として知事が決定するものとする。

第一項の金額を完納した借受者に対し知事はその種牡豚を譲与する。

第七條 貸付種牡豚が失踪、盜難、へい死、その他重大な事故を生じたときは直ちに知事に届け出でなければならぬ。

前項の場合借受者はその種牡豚の事故発生時の價格に相当する金額の五割を知事の指定した期日に賠償しな

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取縣知事登録 (S) 第一〇六号 昭和二十四年 十月十九日 白 田 組

なければならない。この金額については第六條と同様の要領により知事が決定するものとする。但し事故の原因が天災その他やむを得ない事由によると知事が認めるときは賠償金額を減免することができる。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第二百九十号

建設業法第十四條第四号の規定による廢業届があつたので同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年六月一日抹消した。

昭和二十五年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

主たる營業所の所在地 申請者氏名

鳥取市桶屋町二番地 白 田 一 昭

鳥取縣告示第二百九十一号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により八頭郡中私都村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年六月十五日から

同 年六月二十日まで

鳥取縣告示第二百九十二号

私立学校法(昭和二十四年法律第二七〇号)第十條の規定に基き鳥取縣私立学校審議会の委員の定数を次のように定める。

昭和二十五年六月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、私立の小学校、中学校若しくは高等学校の校長、

私立幼稚園の園長、これらの学校の教員又はこれらの学校を設置する学校法人の理事 七人

二、私立各種学校の校長若しくは教員又は私立各種学校を設置する私立学校法第六十四條第四項の法人の理事 一人

三、学識経験のある者 二人

前項第一号中学校法人のうちには、昭和二十六年三月十五日までの間は財團法人を含むものとする。

彙 報

一、境界変更について

(一) 昭和二十五年五月三日から島根縣簸川郡乙立村大字東、大字八幡原の地域及び大字乙立の区域を同郡窪田村及び同郡朝山山村に夫々編入された。

(二) 昭和二十五年十一月三日から島根縣簸川郡園村及び同郡荒茅村を廃しその区域をもつて新に簸川郡長浜村を置くことになつた。

(三) 昭和二十五年七月一日から秋田縣河辺郡和田町の区域のうち、大字北野田、高屋、松淵、戸島、畑屋、豊成を分けその区域をもつて豊島村を置くことになつた。

(四) 昭和二十五年四月一日から靜岡縣盤田郡袖浦村駒場内の地名の一部を変更された。

(五) 昭和二十五年五月七日から山口縣岩国市の土地区画整理施行に係る地域の大字及び字の区域を変更された。

二、役場位置の変更について

(一) 昭和二十五年五月一日から岩手縣岩手郡巻堀村の役場位置を左記の通り変更された。

記

新位置 岩手郡巻堀村大字好摩第九地割字夏間木二

一八番地

旧位置 同巻堀第七地区字中道四二番地

(二) 昭和二十五年四月一日から和歌山縣那賀郡岩手町役場を左記の通り位置を変更された。

記

旧位置 那賀郡岩手町大字清水四九

新位置 同 三八六